

(令和4年12月20日 閣議決定)

1. 基本的考え方

- 平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入
- 地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマ

2. 一括法案の提出等

- 法律改正事項については、一括法案等を令和5年通常国会に提出することを基本
- 現行規定で対応可能な提案については、地方公共団体に対する通知等により明確化
- 引き続き検討を進めるものについては、適切にフォローアップを行い、逐次、地方分権改革有識者会議に報告
- 計画策定等については、「ナビゲーション・ガイド」の作成を行うとともに、計画策定を含む法律案等について内閣府への事前相談に加え、地方公共団体の全国的連合組織へ早期に情報提供

3. 対応状況

- 令和4年の提案291件のうち、予算編成過程での検討を求めるもの、これまでの提案募集で既に扱われたもの、提案募集の対象外であるもの等を除き、235件について内閣府と関係府省との間で調整。 (件数)

提案の趣旨を踏まえ対応	現行規定で対応可能	小計(A)	実現できなかったもの(B)	合計(C) = (A+B)
198	15	213	22	235

令和4年の地方からの提案等に関する主な対応

重点募集テーマに関するもの

計画策定等

- ① 公立大学法人における年度計画の作成及び年度評価の廃止
- ② 市町村交通安全計画等の作成に係る努力義務の見直し
- ③ 地震防災緊急事業五箇年計画の策定事務の見直し
- ④ 日本語教育推進に関する地方公共団体の基本的な方針を柔軟に策定できることの明確化
- ⑤ 医療計画と関係計画を一体的に策定できることの明確化
- ⑥ 空き家対策総合支援事業の実施に必要な計画の整理及び記載内容の簡素化

デジタル

- ⑦ 住民基本台帳ネットワークシステムの利用事務の拡大(所有者不明土地法、森林法等に基づく事務)
- ⑧ 戸籍情報連携システムの利用事務の拡大(管理不全空家の所有者特定等に関する事務)
- ⑨ 固定資産評価額等の市町村から都道府県への通知方法の見直し
- ⑩ 国家資格等手続のオンライン化の対象資格拡大とオンライン手続時の都道府県経由事務の見直し
- ⑪ セーフティネット保証及び危機関連保証の認定に係る事務手続のオンライン化等

その他の事項に関するもの

<災害対策>

- ⑫ 罹災証明書の交付に必要な被害認定調査において固定資産課税台帳等の情報の利用を可能とすること

<行政手続の効率化等>

- ⑬ 建築主事の任用に必要な建築基準適合判定資格者検定の受検資格の見直し

<医療・福祉>

- ⑭ 生活保護の受給開始に伴う国民健康保険の資格喪失に係る届出を省略可能とする見直し

公立大学法人における年度計画の作成及び年度評価の廃止

現
行

○公立大学法人においては、以下の事項が**毎年度義務付け**られている

- ・年度計画の作成
- ・業務実績報告書を作成し、評価委員会の**年度評価**を受ける



設立団体の長
の附属機関

※国立大学法人においては、
年度計画、年度評価ともに令和4年4月に廃止

支障

- 公立大学法人：
中期計画(6年)があるにもかかわらず**毎年の策定は負担**
- 地方公共団体(設立団体)：
年度評価に係る事務負担が大きい



教育の質の向上や地域貢献に
十分に取組めていない

見
直
し
後

○国立大学法人の例を踏まえ、
年度計画及び年度評価を廃止

中期計画の期間中の年度評価が6回→2回に！



評価	評価	評価	中間評価	評価	最終評価
1年	2年	3年	4年	5年	6年
			中間評価		最終評価

効果

- 地域における高等教育機会の提供や、
地域社会での知的・文化的拠点としての
業務を行うことができる

公立大学が**本来の役割に資する業務**に
一層取り組むことが可能に！



市町村交通安全計画等の作成に係る努力義務の見直し

現
行

交通安全対策基本法

- 市区町村は、市町村交通安全計画及び市町村交通安全実施計画を作成するよう努めるものとする(努力義務)
- 市区町村によっては、これらの計画と都道府県が作成する計画(※)と内容が重複する
(※)都道府県交通安全計画及び都道府県交通安全実施計画

支障

- 独自の計画を不要と考える市区町村も、努力義務である以上、対外的な説明責任等の観点から、計画を作成せざるを得ず、事務負担が生じている



見
直
し
後

- 市町村交通安全計画等の作成に係る努力義務規定を、「できる」規定化する



効果

- 地方の実情に応じて、市区町村が計画作成の要否を判断できる
- 計画作成の事務負担を軽減して、交通安全対策そのものの実施に一層注力することが可能に

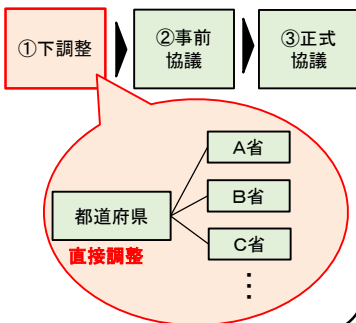


地震防災緊急事業五箇年計画の策定事務の見直し

地震防災対策特別措置法

地震防災緊急事業五箇年計画（以下「計画」）

- ✓ 国土強靱化地域計画と、内容が一部重複
- ✓ 計画策定のために度重なる協議手続を実施
- ✓ 下調整（＝実質的な調整）は、都道府県が各省と直接調整
- ✓ 計画に基づく事業の詳細な進捗状況調査を毎年度実施



支障

- ✓ **内容が重複する**計画をそれぞれ作成することの事務負担が大きい
- ✓ 計画策定に当たって、**何度も協議が必要な上**、各省庁と直接行う下調整は、**協議先が多岐に渡り、事務が煩雑**
- ✓ **詳細な進捗状況調査が毎年行われ**、事務負担が大きい

現
行

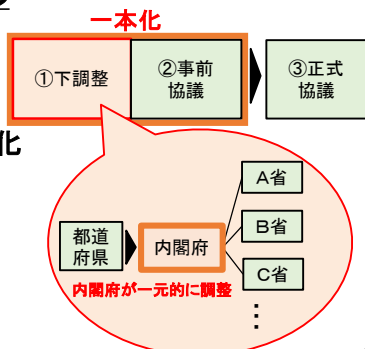
類似計画との一体化、協議手続きの簡略化など、運用の変更

- ✓ 国土強靱化地域計画との**一体的策定を可能に**

- ✓ **協議手続の簡略化**

- ・下調整と事前協議を一本化
- ・各省との調整窓口を内閣府に一元化

- ✓ **進捗状況調査の廃止**



効果

○ 都道府県の**計画関係事務を合理化**

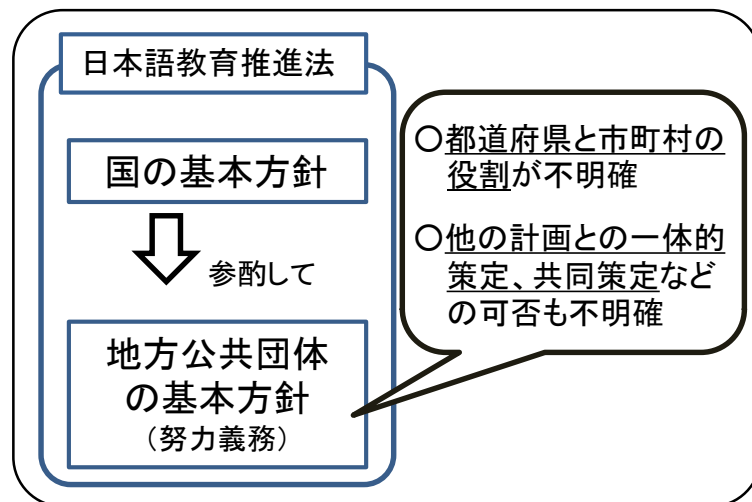
➡ 地方公共団体が**防災対策の実施に注力でき、地域住民の安全・安心に繋がる**



見
直
し
後

日本語教育推進に関する地方公共団体の基本的な方針を柔軟に策定できることの明確化

現行



支障

- 基本的な方針の策定に係る負担が大きい
- 既に地方公共団体では多文化共生・国際化についての計画が策定されている例があり、方針と重複する部分がある



「基本的な方針の柔軟な策定等が可能であること」を通知により明確化

見直し後

- 他の計画との一体的策定 可能
- 複数の地方公共団体との共同策定 可能
- 都道府県が圏域内の実情を踏まえた基本的な方針を策定すれば、市町村が基本的な方針を策定する必要はないこと

柔軟な対応ができることを明確化

効果

- 柔軟な方針の策定・柔軟な施策の推進が可能となり、業務の合理化・円滑化
- 多文化共生に係る施策等との連携も容易に
- 都道府県と市町村など関係機関が協力して施策の方向性を決定することも容易に

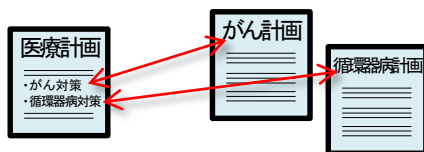
日本語教育を推進するための施策の推進に寄与



医療計画と関係計画を一体的に策定できることの明確化

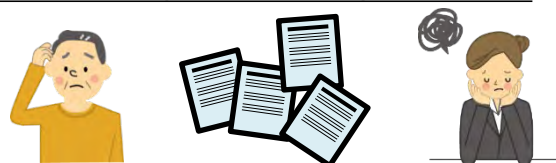
現
行

- 都道府県策定の医療計画には、**がん、脳卒中及び心筋梗塞等の心血管疾患**等の治療・予防に関する事項を記載しなければならない
- 別途、個別疾患に係る計画として、**都道府県がん対策推進計画、都道府県循環器病※対策推進計画**を策定しなければならない
- ※ 脳卒中、心臓病その他の循環器病を意味する
- 他にも、様々な医療関係計画が存在する



支障

- 内容が重複**する計画を複数策定することで、
 - ・都道府県において、計画策定に係る**事務負担**が大きい
 - ・住民にとっても、地域の行政が**どういった計画に基づいて**行われているかわかりにくい



都道府県に通知

見
直
し
後

- 医療関係計画を**一体的に策定**できることを明確化
- 併せて、**策定手続を合理化**できることを明確化

効果

- 地方公共団体の**計画策定に係る負担が軽減**され、**計画に基づく施策の実施に集中**できる
- バラバラだった計画が統合されることで、住民にとって**分かりやすさ**が向上し、理解が深まる



空き家対策総合支援事業の実施に必要な計画の整理及び記載内容の簡素化

現
行

空き家対策総合支援事業(補助事業)

空き家の除却や活用等に取り組む市区町村を支援。
補助事業の実施にあたっては、以下の2つの計画の策定が必要。

- 空家等対策計画…市区町村の空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するために定める法定の計画
- 空き家対策総合実施計画…事業の内容や期間などの詳細を定める計画。補助要綱(住宅市街地総合整備事業制度要綱)に基づき、「空家等対策計画」と整合をとる必要

※「空家等対策計画」の策定は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第6条にて、市区町村において任意とされている。



支障

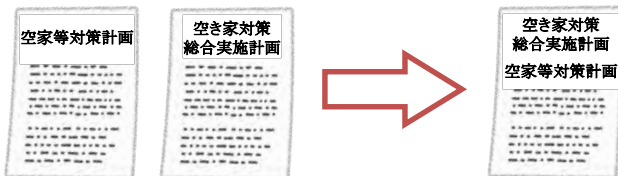
- 「空家等対策計画」と「空き家対策総合実施計画」の2つの計画策定により、**市区町村に多大な事務負担**が生じている
- 両計画には対象地区や空き家対策に関する基本の方針などの**記載内容が重複**する部分があり、**事務の非効率**が発生している



補助要綱(住宅市街地総合整備事業制度要綱)を改正

見
直
し
後

- 「空家等対策計画」に記載すべき事項を包含した「空き家対策総合実施計画」の策定により「空家等対策計画」を別途策定せずとも、補助事業の実施が可能
- 市区町村の意向により両計画の策定を継続する場合においても、重複箇所の記載を不要化する等の簡素化を実施



効果

- 計画策定に関する**事務負担が軽減**され、**管理不全空家の解消や発生抑制のための具体的な取組に注力**することが可能に

